

～医療安全管理室のご案内～

1. 医療の質向上および医療事故防止に対し、法人全職員が積極的に取り組む。
2. 各施設院長を統括責任者とする法人全体の医療安全管理体制の医療安全管理体制を整備し、安全管理に対する各種組織の職務及び責任体制を明確にする。
3. 医療事故防止には、医療に関わる個々の職員の努力が重要であるが、高度に細分化・複雑化している医療環境の中では組織的な事故防止対策な事故防止対策が要求されている。従って、セーフティネジメント、セーフティネジメントの考え方を導入し、組織的に「把握→分析→対処→評価」のプロセスが継続できるシステムを構築する。
4. 医療安全管理の啓発、医療事故防止、医療事故防止に関する知識の習得等、職員に対する教育・研修活動を積極的に推進する。
5. 患者の信頼確保を一層推進すると共に、患者の権利を擁護する体制を整備する。
6. 不幸にして医療事故が発生した場合には患者や家族への誠実な対応を基本に、社会的責任を踏まえた適切な対応を実施する。

【医療安全管理体制】

1. 医療安全管理 統括責任者：鳥越 誠之 院長
2. 医療安全管理者 医療安全管理者：宮地真希子（看護師）
3. 医療機器管理責任者：黒田崇良（看護師）
4. 医薬品安全管理責任者：和泉恵理（薬剤師）
5. 感染管理責任者：鳥越誠之（医師）、神崎亮介（看護師）他 医療安全管理委員会

【当院における医療安全に関する業務】

□インシデントレポートの収集・分析・対策

当院では、インシデント（患者様に影響はなかったが、仮に実施された場合に何らかの被害が予測される事例）、アクシデント（患者様に実施され被害が生じた事例）の報告制度を設けています。事例項目別にワーキンググループを構成し、インシデントレポートの原因分析と再発防止策の検討及び提言、医療事故防止対策を講じます。また、その実効性や有効性を検証し、検討結果は医療安全管理委員会で報告を行います。

□医療安全に関するマニュアルの見直しと周知徹底「医療安全文化」を醸成し、職員全員が医療ミスや事故を防ぐ為、統一指針としてマニュアルを活用しています。また、定期的に見直し、各部署における周知徹底に努めています。

□医療安全に関する最新情報の把握と周知各種医療安全情報やインターネット等最新情報を収集し、院内ホームページを用いて、周知に努めています。

□医療安全に関する職員への啓発・広報医療事故防止の為の啓発・広報活動を行っています。

□職員への教育・研修の企画・運営 職員の医療安全管理に対する意識を深め、さらに医療安全文化を熟成していくためには、各部等が各部門部署の壁を越えて全職員に共有される倫理意識を熟成することが重要です。重大事故防止に有効なインシデントレポートを収集するには、院内の職員全体が報告制度を周知し実施できてはじめて有効性が認められます。このような観点より定期的な研修会だけでなく、職員の医療安全管理に対する意識向上を目的とした発表会等も活発に行います。

□初任者研修 経験者研修 セイフティマネージャ研修 研修医・中途採用医師・看護師その他の職員研修 厚生労働省医療安全推進週間中の研修 職員研修用スライドの作成・活用

【指針の閲覧に関して】

指針の内容を含め、患者様との情報共有に努めるとともに、患者様およびそのご家族から閲覧の求めがあった場合には、積極的に応じます。また、指針の照会には医療安全管理者もしくは医療安全管理委員が対応致します。